

2020年3月26日

埼玉県知事
大野 元裕 様

日本共産党埼玉県委員会新型コロナウイルス対策本部
本部長 萩原 初男

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

埼玉県で初の死亡者がでるなど、新型コロナウイルスの感染がいっそう拡大しています。こうしたなか、貴職と県職員におかれましては、県民の命と暮らしをまもるために日夜献身的に奮闘されておりますことに、心より敬意を表します。

日本共産党埼玉県委員会と県議団は去る2月4日に新型コロナウイルス対策についての緊急要望を行ったところですが、当時に比べ感染をめぐる状況は格段に悪化しており、これに伴い県民の暮らしや営業、地域の福祉・医療にも深刻な影響が出ています。このままでは県民の暮らしが成り立たないだけでなく、地域経済の崩壊さえ危惧されるところです。

このため、当委員会は3月13日に新型コロナウイルス対策本部を設置して、医療関係者や中小事業者、福祉関係者などから直接お話を伺うなどして、実態の把握に努めるとともに、要望等について集約してきたところです。

県におかれても新型コロナウイルス感染症対策のため対策本部を立ち上げ、2月定例県議会には補正予算を相次いで計上するなどして感染の防止と県民生活の安定、中小事業者の経営を守るための施策を講じているところですが、これらの要望事項についても積極的に受け止め県の施策や対策に反映されますよう特段のご配慮をお願いするものです。

記

【医療関係】

1. 東京都知事が外出自粛要請を行ったが、私権制限につながりうる要請を行う場合は、決定過程で専門家の助言を基づき、透明性の確保を貫き、県民の納得を得られる説明を行うこと。
2. 感染拡大を防ぐには、感染者の積極的な捕捉が必要であり、医師が必要と判断した患者のPCR検査を確実に行えるようにすること。このためドライブスルー方式についても検討すること。また、検査が医療保険適用となるなか、保健所や公的・民間医療機関などで検査が受けられるよう体制の強化・支援を行うこと。

3. 感染症患者を受け入れる入院病床を県内各医療圏に十分確保すること。その際、病院に対する手厚い支援を行うこと。県立精神医療センターに感染症病床を確保すること。
4. マスクや消毒用アルコール、防護服など衛生資材を医療機関や介護・福祉施設など必要なところへ行き渡るよう全力で手立てを講じること。
5. お金の不安で医療にかかれないと困る人をなくすため、国民健康保険税（料）や後期高齢者医療保険料の緊急減免、徴収猶予、延滞金減免などの措置を講ずるよう関係機関と協議すること。滞納者に窓口全額自己負担を課す資格証明書の発行ではなく、保険加入者全員に正規の保険証を交付すること。
6. 県衛生研究所や保健所、循環器・呼吸器病センターや小児医療センターなど県立病院の体制を強化すること。また、職員の感染防止と健康の確保に万全の対策を講ずること。
7. 県立病院が公的責任を果たせるよう、県立4病院の地方独立行政法人化は見直すこと。
8. コロナ対策を強化する上で公立・公的病院の果たす役割は非常に大きく、国の公立・公的病院の再編・統合計画をただちに撤回するよう国に求めること。
9. コロナ対策に追われる医療機関の事務負担を軽減するため、4月からの診療報酬改定施行を10月まで半年延期するよう国に求めること。

【中小企業・業者関係】

1. 「所有している観光バスを売り払って従業員の賃金を出している」など危機的な事業者を救済するためにも、現在実施している融資枠、融資限度額ともさらに拡大すること。無担保・無保証・無利子・無保証料の方向で、さらに使いやすい融資制度を創設すること。
政策金融公庫の特別貸付の据え置き期間が最長5年であることから、県制度融資も最長5年とすること。
2. 制度融資は、事業者が高齢、県税の滞納がある、後継者がいないなどの場合受けることができない。可能な限り柔軟な運用を行うこと。決済を急ぐなど、早期の融資実施に努めること。
3. 金融業界に対して、必要な資金調達の相談や借り換え、返済猶予などの相談への丁寧な応対を要請すること。
4. 個人事業主やフリーランスなど、損失の大きい事業者に対し、固定費などの直接支援を行うこと。
5. 損失の大きい事業者、フリーランスに対して、県税の減免、納税猶予を行うこと。
6. 社会保険に準じて、新型コロナウイルスに罹患した国民健康保険加入者にも「傷病手当金」を支給すること。

7. 学校の一時休校に伴う学校給食の中止で、学校に納入できなくなった牛乳は加工用に回すことになったが、乳価が3~4割安くなる。このため差額分を国の責任で補てんできるよう国に求めること。

【福祉・介護関係】

1. 感染者が発生するなど行政命令による施設の閉鎖や自主的な閉鎖の際、収入の補償を行うこと。
2. 居宅介護事業では、感染を心配する利用者からヘルパー派遣のキャンセルが行われ、収入減となっている。通所事業も同様である。収入減に対して、融資ではなく休業補償を行うこと。また、日割り計算の廃止を国に求めること。
3. 障がい者就労支援事業は、イベントの中止によって製品が売れず収入が減っている。減収への補填を行うこと。就労継続B型について、前年度の工賃実績で報酬単価の申請ができるようにすること。
4. 小中高等学校の休校で職員が休んだり、感染を恐れて非常勤職員が休職するなど、職員が不足している。福祉職に対する補助金を増やして待遇改善を行い、人手不足を解消する施策を講ずること。

【雇用関係】

1. 雇用調整助成金に上乗せをはかること。
2. 家庭的責任のある労働者の休暇制度を創設すること。
3. 正規はもちろんのこと、派遣やパート労働者などの非正規雇用労働者の雇用を守ること。休暇を要請する場合は給与の全額保証を行うこと。
4. 業務委託、指定管理、派遣など公務労働、公共サービスを担う労働者の雇用と権利を守るために、背景使用者として事業者への働きかけを行うこと。
5. 新型コロナウイルス感染症を口実にした企業のリストラや首切り、内定取り消しを行わないよう県内事業所を指導すること。
6. 感染防止や危機管理の観点から、県の会計年度任用職員に対する有給の休暇制度を設けること。

以上